

# 商品概要説明書

カード型教育ローン

(令和6年2月13日現在)

商品名	カード型教育ローン
ご利用いただける方	<p>○当 J A の組合員の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終返済時の年齢が満 65 歳未満の方。</p> <p>○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方。</p> <p>○原則として、勤続年数が 1 年以上の方。</p> <p>○教育施設（修業年限が 6 か月以上（外国の教育施設は 3 か月以上）で、中学校卒業以上の者を対象とする次の教育施設とします。）に就学予定または就学中のご子弟のいる方。</p> <p>a 大学、大学院（法科大学院など専門職大学院を含む）、短期大学</p> <p>b 専修学校、各種学校（予備校、デザイン学校など）</p> <p>c 高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部</p> <p>d その他職業能力開発校などの教育施設</p> <p>○生活の本拠が定まっている方。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関（広島県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○就学されるご子弟の教育に関する全てのご資金（借入申込日から 2 か月前までに支払済みとなったご資金を含みます。）。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・入学時の学校納付金、受験費用、その他入学時に必要な資金。</li><li>・在学中の学校納付金、教科書代等、下宿代等住居にかかる費用、通学に必要な交通費。</li><li>・海外への留学およびホームステイにかかる費用。</li></ul>
契約金額	○500 万円以内、10 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	<p>○当座貸越利用期間は、貸付対象ご子弟の卒業予定年月の末日までとし、最長 7 年とします。</p> <p>○当座貸越利用期間終了後、証書貸付型に切替える場合は最長 7 年以内（据置期間を含みます。）とします。なお、据置期間は、証書貸付型への切替後 1 か月以内とします。</p> <p>○当座貸越利用期間終了後、証書貸付型に切替えない場合は「返済方法」に記載する定額償還により完済した月の末日までとします。</p>
借入利率	<p><b>【変動金利型】</b></p> <p>お借入時の利率は、3 月 1 日および 9 月 1 日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年 2 回見直しを行い、4 月 1 日および 10 月 1 日から適用利率を変更いたします。</p> <p>お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（パーソナルプライム</p>

	<p>レート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>○お借入利率には年0.80%の保証料を含みます。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>																
返済方法	<p>○就学期間は当座貸越とします。</p> <p>利息をお支払いいただき、元金の返済は任意とします。</p> <p>○就学期間終了後は以下のとおりとします。</p> <p><b>【証書貸付型への切替による分割返済】</b></p> <p>元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、ボーナス併用返済方式（毎月返済方式に加え年2回のボーナス月に増額して返済する方式。ボーナス返済による返済元金総額は、お借入金額の40%以内です）のいずれかをご選択いただけます。</p> <p><b>【証書貸付型への切替によらない約定（任意）返済】</b></p> <p>《約定返済》</p> <p>毎月25日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、契約金額（借入極度額）に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。具体的な返済額は以下表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="434 1093 1401 1489"> <thead> <tr> <th>契約金額（借入極度額）</th> <th>返済額（元金+利息）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円以上 70万円以下</td> <td>1万円+利息</td> </tr> <tr> <td>80万円以上 150万円以下</td> <td>2万円+利息</td> </tr> <tr> <td>160万円以上 230万円以下</td> <td>3万円+利息</td> </tr> <tr> <td>240万円以上 300万円以下</td> <td>4万円+利息</td> </tr> <tr> <td>310万円以上 380万円以下</td> <td>5万円+利息</td> </tr> <tr> <td>390万円以上 460万円以下</td> <td>6万円+利息</td> </tr> <tr> <td>470万円以上 500万円以下</td> <td>7万円+利息</td> </tr> </tbody> </table> <p>《任意返済》</p> <p>上記表による毎月の約定返済のほかに、当JA窓口あるいはATMから貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。</p>	契約金額（借入極度額）	返済額（元金+利息）	10万円以上 70万円以下	1万円+利息	80万円以上 150万円以下	2万円+利息	160万円以上 230万円以下	3万円+利息	240万円以上 300万円以下	4万円+利息	310万円以上 380万円以下	5万円+利息	390万円以上 460万円以下	6万円+利息	470万円以上 500万円以下	7万円+利息
契約金額（借入極度額）	返済額（元金+利息）																
10万円以上 70万円以下	1万円+利息																
80万円以上 150万円以下	2万円+利息																
160万円以上 230万円以下	3万円+利息																
240万円以上 300万円以下	4万円+利息																
310万円以上 380万円以下	5万円+利息																
390万円以上 460万円以下	6万円+利息																
470万円以上 500万円以下	7万円+利息																
担保	○不要です。																
保証人	○当JAが指定する保証機関（広島県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。																
手数料	○カード再発行手数料 ・ ・ ・ ・ ・ 1, 100円																

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置          本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、当JA本支店（所）または融資部債権保全課（電話：082-831-5922）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置          外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用することができます。ご利用にあたっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、上記当JA融資部債権保全課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>広島弁護士会（電話：082-225-1600）</p>						
<p>その他</p>	<p>○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関（広島県農業信用基金協会）において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。</p> <p>なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、下表の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p><b>【対象者：個人】</b></p> <table border="1" data-bbox="462 1064 1077 1209"> <thead> <tr> <th>契約金額</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>500万円超</td> <td>5,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>	契約金額	手数料	500万円以下	無料	500万円超	5,500円
契約金額	手数料						
500万円以下	無料						
500万円超	5,500円						

J A広島市